

介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

【団体の名称】

特定非営利活動法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会

【団体の代表者の氏名】

代表理事 福島 弘毅

【団体の概要】

別紙添付

【意見内容】

○グループホームにおけるケアサービスの向上のための安定した経営の確保について

痴呆対応型共同生活介護（以下、グループホーム）は、痴呆性高齢者を対象に5人から9人を1ユニットとした少人数に対するケアサービスを提供しており、職員の配置なども手厚く行われています。しかし、事業規模が小さいため相対的に介護報酬から支払われる人件費の比率が高く、事業者によっては人件費を切りつめて経営するなど、質の高い職員を雇い続けることが困難な状態のグループホームも多くあります。また、事業規模が小さいことから配置基準以上の人員を雇い入れることができず、管理者や計画作成担当者に対して義務化になった研修やケアサービスの向上を図るための講演等に出向くにも、人の配置や費用的な面で困難な状態であります。

さらに、痴呆性高齢者を対象にしているため、入居者の状態によっては徘徊への対応やなんらかの見守りが夜間必要になり、宿直では対応できないため勤務体制を夜間勤務に変えて対応している事業者が増えておりますが、夜間勤務の導入はそれだけ多数の職員を必要とすることから、ケアサービスの質の向上を図る事業者ほど経営が困難になるというケースが見受けられます。

このように、現在の介護報酬では良質なグループホームがケアサービスの質の向上に取り組むことには限界があり、このままではケアサービスの低下につながることが懸念されます。

つきましては、介護報酬の単価の引き上げや、ケアサービスの質の向上に努力している事業者に対してなんらかの加算を行うなど、報酬全体の見直しをご検討いただきたいと考えております。

以上

特定非営利活動法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会

(全国 GH 協)概要

「痴呆であっても、安らぎとよろこびのある日々を、そして、その人らしくさいごまで」を合い言葉に、全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会を平成 10 年 5 月 30 日に結成し、それ以来全国各地に 1 つでも多くのグループホームが設立されること、量的拡大と同時にサービスの質を保証し向上を図ること、そのための運営の安定を確保することのために会員相互の力を結集しながら、様々な活動を積み重ねてきました。

本年 4 月の介護保険制度スタートし、現在全国各地にグループホームが急速に普及しつつありますが、痴呆のお年寄りが本当に安心して暮らせるように、グループホームケアの技術の向上と、それを保証する教育・研修の確立、運営費の確保、情報開示と人権擁護など、取り組まなければならない課題はたくさんあります。

全国 GH 協はさらなる事業の拡大や強化、充実を図るため、同時に組織としての信頼度を今以上に深めるため、平成 12 年 10 月に NPO 法人（特定非営利活動法人）の取得をし、名称も全国痴呆性高齢者グループホーム協会と改めました。

ぜひとも全国痴呆性高齢者グループホーム協会（全国 GH 協）に参加して共に歩みましょう。

役員

代表理事 福島 弘毅（神奈川・グループホームオクセン）

副代表理事 林崎 光弘（北海道・函館あいの里）

岩尾 貢（石川・グループホームいろり）

理事 長井 卷子（北海道・もえれのお家）

木川田典彌（岩手・グループホームひまわり）

杉山 孝博（神奈川・川崎幸クリニック院長）

生座本穂美（静岡・グループホーム花みずき）

植森 江助（京都・グループホームふれあい）

中熊 基（大阪・みらいの福祉研究所）

安原耕一郎（広島・グループホーム沼南ひだまり）

梶谷 和夫（島根・グループホームことぶき園）

横山 純子（鹿児島・ふれ愛の家おじやったもんせ）

監事 延命 政之（神奈川・延命法律事務所）

夏目 幸子（千葉・夏目設計事務所）

顧問（五十音順）

一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授）

柏木 昭（日本精神医学ソサエティ協会会长）

高見 国生（うけ老人をかかえる家族の会本部代表理事）

外山 義（京都大学大学院工学研究科教授）

橋本 泰子（大正大学人間学部人間福祉学科教授）

長谷川和夫（聖マリアンナ医科大学副理事長）

堀田 力（さわやか福祉財団理事長）

光石 忠敬（弁護士）

山崎 摩耶（日本看護協会常任理事）

事業内容

○グループホームにおけるケアサービスを向上させるための調査と研究

○グループホーム設立および運営に関する支援

○グループホーム職員に対する各種研修

○グループホームの全国的ネットワークづくりと情報収集およびその提供

○グループホーム事業に対する理解を深め、協力を得るための啓発・広報活動

○行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業

○機関誌および出版物の発行 他

会員特典

○機関誌/全国 GH 協機関誌「ゆったり」(隔月発行)の定期購読。(購読料は会費に含まれています。)

○各種研修会、セミナー及びフォーラム等の開催についての優先案内、会員割引あり。

○立ち上げ電話相談/立ち上げに関する質問への回答。

○FAX通信/会員には、グループホームに関する最新情報が入った際、FAX でその情報を提供。

会員及び会費について

○正会員：グループホームを運営する個人または団体（年額 3 万円）

（ただし複数ユニットの場合は、2 ユニット目から 1 ユニット増すごとに 1 万円プラスします。）

○準会員：正会員以外の個人または団体（団体会員…年額 3 万円／個人会員…年額 1 万円）

入会申込み及びご質問につきましては全国 GH 協事務局まで

〒223-0053 横浜市港北区綱島西 4-14-11 綱島ダイカンプラザ 105 号 Tel. 045-549-4177 Fax. 045-549-4178

メルアド以（ fwny5191@mb.infoweb.ne.jp ）ホーメージ（ <http://www07.u-page.so-net.ne.jp/rd5/vsd723/> ）

「介護報酬に関する意見(事業者団体ヒアリング)」

○団体名称

特定施設事業者連絡協議会

○団体代表者氏名

代表理事 喜多岡 陽子(株式会社新陽 代表取締役会長)

○団体の概要

(目的)

指定特定施設入所者生活介護事業者が相互に連携し、行政当局その他関係機関との連絡調整を行うとともに、入居者に提供する特定施設入居者生活介護サービスの質的向上及び特定施設入所者生活介護事業の運営適正化のための調査研究および研修を行い、もって介護保険制度の下での特定施設事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- ・ 特定施設サービスの質的向上及び特定施設事業の運営適正化のための調査・研究
- ・ 特定施設サービス及び特定施設事業に係る各種研修事業 等

(組織構成) <2月1日現在>

- ・ 正会員:108 法人(特定施設事業者)、 賛助会員:18 法人(その他団体・個人)
- ・ 理 事:10 名、 監 事:2名

○意見内容

有料老人ホームやケアハウスにおける介護サービスが介護保険の給付対象とされたことによって、これら施設の入居者の介護費用負担は大きく軽減された。我々事業者としても、入居者の負担を増やすことなく介護サービスの飛躍的な充実が図れることとなり、介護保険制度導入前であれば手頃な価格での提供が難しかった介護専用型の施設が急増するなど、特定施設は名実ともに高齢者介護の一翼を担うサービス分野として成長しつつある。

居宅としての快適さを維持しつつ、在宅よりも手厚いサービスを施設介護よりも相対的に低い介護報酬額で実現できる特定施設が、今後さらに幅広い層に対して普及していくかは、適切な介護報酬水準の確保にかかっていると言っても過言ではない。ご検討のほど、よろしくお願いたしたい。

また、現行の介護保険制度においては、在宅生活者であれば訪問介護における家事援助サービスの一環、あるいは通所系サービスにおける食事加算という形で、施設入所者であれば基本食事サービス費という形で、それぞれ調理に要する人件費等(以下「賄い費」という。)が保険給付されている。

他方、特定施設から入居者が受ける食事サービスの賄い費については、保険給付はなされず、全額自己負担によってまかなわれているところであるが、在宅生活者や施設入所者との公平の観点からも、特定施設の入居者についても、特定施設報酬に食事加算を創設する等、公平な給付の実現に向けた所要の改善措置をお願いいたしたい。

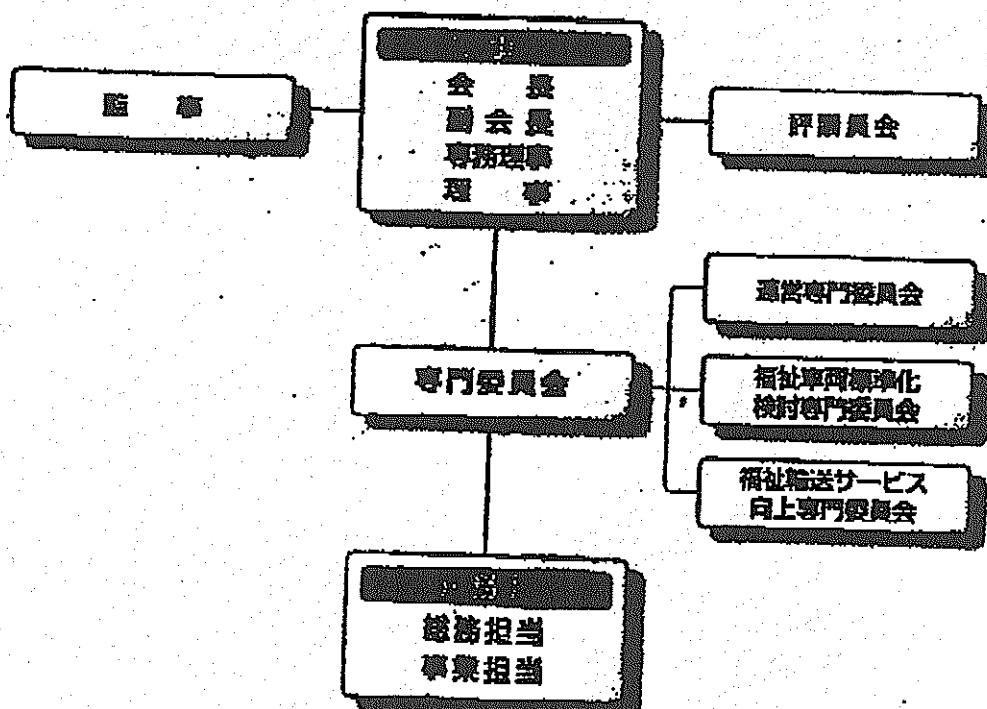
介護報酬に関する意見(事業者団体ヒアリング)

財団法人全国福祉輸送サービス協会 会長 川村巖

(目的)

本協会は、高齢者及び障害者等の移動制約者の移送を目的としたリフト等特別な装置を備えた自動車による運送事業（以下「福祉輸送事業」という。）の公共性に鑑み、社会福祉関係団体と協力し、福祉輸送の継続的発展及び利用者の利便性の向上を図るための調査研究事業、教育研修事業等を行うことにより、福祉輸送事業の健全で調和ある発展と円滑な運営及び輸送サービスの向上を図り、もって社会公共の福祉に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献することを目的とする。

組織図



(事業)

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉輸送の継続的発展及び利用者の利便性の向上を図るための調査研究
- (2) 福祉輸送に係る車両及び施設の改善、改良、開発のための調査研究
- (3) 福祉輸送に従事する者に対する輸送技術、介護技術等の教育研修
- (4) 福祉輸送に係る情報ネットワークシステムの開発、情報の収集及び提供
- (5) 福祉輸送に係る社会福祉関係団体及び各種厚生施設等との連絡協調
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(活動の内容)

- 福祉車両取得に対する自動車税、自動車取得税の減免及び消費税の非課税
- 福祉車両に対する特別償却制度の実施
- 自動車損害賠償責任保険の特殊用途車料率の引下げ
- 介添約款（モデル案）の制定
- 寝台及び車椅子車両の割増し運賃制度の創設
- 福祉タクシー別建て運賃の創設
- 協会独自の福祉輸送サービス補償保険（賠償事故、障害事故）制度の創設
- 国及び地方自治体に対する福祉車両購入費又は運行費等の補助及び助成要請

- 介護保険制度に福祉輸送の給付対象事業者指定
- 介護保険報酬の施設への送迎単価引上げ

- 福祉車両に対する車検期間の延長
- 福祉車両による障害者に対する高速道路等有料道路の割引制の実施
- 福祉車両に対する駐・停車禁止等除外の適用
- 事業の範囲を限定する一般福祉兼用旅客自動車（車椅子専用車、寝台車、車椅子寝台兼用車）の事業区域拡大
- 福祉輸送事業者に対する諸税の減免対策
- 福祉輸送に従事する者に対する輸送技術、介護技術等の教育研修
- 福祉車両の改良、改善に関する検討
- 福祉輸送希望者に対する広域紹介及びあっせん
- 支部の組織化及び会員相互間の情報交換と事業の推進
- 利用者の利便性の向上と福祉輸送の安全確立のための諸問題対策等